



令和8年8月10日

奈良労働局長

石崎 琢也 殿

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗



奈良県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年7月2日付け奈労発基0702第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり、奈良地方最低賃金審議会として政府に対し意見を具申するので、格別の御高配を賜りたい。

奈良県最低賃金を次のとおり改正決定すること

1 適用する地域

奈良県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1, 107円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和8年10月4日

奈良県最低賃金の改正決定に当たっての付帯事項

政府に対し、以下の点について迅速な対応を要望する。

- ① 地域の人手不足や雇用の流出を鑑み、地元企業と求職者のマッチングを国、都道府県、市町村の垣根を越えて、より一層積極的かつ有機的に推進していただきたい。
- ② 奈良県内の良質な雇用の創出に向けた支援の充実を図っていただきたい。
- ③ 中小零細企業において大幅な最低賃金の引き上げに対応するため、すべての事業者が労務費を含むコスト上昇を速やかに転嫁できる体制や、利用しやすい補助金・助成金等の環境（十分な申請期間の確保を含む）を整えていただきたい。